

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成22年1月19日に四万十市及び宿毛市（以下「甲」という。）と大月町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第3条第1号イに次のように加える。

(イ) 新食肉センターを核とする畜産振興と雇用の場の維持・拡大

a 取組の内容

県内唯一の「豚のと畜施設」である四万十市営食肉センターは、圏域の畜産振興及び雇用の創出など広域的に重要な役割を果たしている。老朽化による新施設の整備を行うことで、受入体制の強化による生産拡大及び高度な衛生管理のもと品質の向上につなげ、圏域産の豚肉の販売競争力の強化やブランド力の向上を図り、生産・加工・販売の好循環を形成し、さらなる畜産業の振興及び雇用の創出を実現する。

b 甲の役割

(a) 甲は、乙と協議のうえ、整備に必要な経費を負担する。

(b) 甲は、一般社団法人四万十食肉公社と連携し、新食肉センター整備について総合的な推進と調整を図るとともに、新施設のメリットを活かし、圏域における生産・加工・販売の好循環の形成に向けた総合的な施策を推進する。

c 乙の役割

(a) 乙は、甲と協議のうえ、整備に必要な経費を負担する。

(b) 乙は、甲と連携して、新施設のメリットを活かし、圏域における生産・加工・販売の好循環の形成に向けて、必要な施策を推進する。

本協定締結の証として本書3通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

令和8年1月26日

甲 四万十市中村大橋通4丁目10番地

四万十市

四万十市長 山下 元一郎



宿毛市希望ヶ丘1番地

宿毛市

宿毛市長 中平 富宏



乙 幡多郡大月町弘見2230番地

大月町

大月町長 岡田 順一

